

諮問庁：検事総長

諮問日：平成28年2月17日（平成28年（行個）諮問第29号）

答申日：平成28年6月16日（平成28年度（行個）答申第40号）

事件名：特定期間に本人が提出しようとした告発状についての調査経緯が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定期間に開示請求者の提出しようとした告発状について、調査経緯が分かる書類に記録された保有個人情報」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、平成27年11月2日付け広地企調第2154号により広島地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、開示請求した内容について、開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

開示請求した内容について、本人が納得できる開示をお願いいたします。何度も広島検察庁には、告発、苦情を申し立てたが、そのつど返却にあい、拒否されており、公務に職員が専念しているとは考えられません。

（2）意見書

主旨「特定事件」とそれに関連するその後の不当な出来事に対して、それら一連の加害関係者に対して厳正な処罰を望みます。

特に特定市許認可行政、戸籍、年金機構の年金記録、金融機関の取引記録、検察、警察、法務局の記録（特定法人の法人記録）、裁判所の記録等々の証拠たる資料等ことごとく破棄されており、不当な被害を受けてきております。

私財を投じて、第2期炉プラント施設を建設しておりました。完成寸前時の特定日に突然、破産法により全財産を没収されました。

前記の事件以来、逮捕拘置されたり、不当な土地二重転売による施設の売却や、戸籍が知らない間に変更されるなどにより、偽の特定氏

名にされたり、年金記録がないとされ無年金者となったり、自宅に保管していた裁判関係の証拠資料や、プラント関係の申請及び施工認可一式が盗難にあうなど、そして裁判所での書類管理の不適切な扱いによって、判決の正当性を疑う内容になったり、最高裁の裁判部の人には、特定氏名は「同じことを言う気違いだ」と言われるなど、私の基本的人権や生存権にまで及ぶ不当な扱いを受けてきております。

既に破産前からの妨害を含めると特定年間におよぶ、家族もろとも、大きな大きな不条理と戦って来ております。具体的な資料等は既に、様々な形で提出しております。

真実の追及に踏み込んでいただければ幸甚です。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、広島地方検察庁に対してなされたものであり、「特定期間に開示請求者の提出しようとした告発状について、調査経緯が分かる書類に記録された保有個人情報」（本件対象保有個人情報）を対象としたものである。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、当該告発状の捜査経過又はその進捗状況が明らかとなり、法14条5号の犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなるため、法17条の規定に基づき、存否応答拒否とする保有個人情報の開示をしない旨の決定（原処分）を行った。

2 諮問庁の判断及び理由

(1) 諮問の要旨

審査請求人は、原処分に対し、「開示請求した内容について、本人が納得できる開示をお願い致します」とし、本件対象保有個人情報の開示を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、その妥当性について、以下のとおり理由を述べる。

(2) 告発状の調査経緯が分かる書類に記録された保有個人情報について

検察官が告発を受けた後に作成する行政文書として、検察官が取調べ等のために出張する際に作成される出張手続に関する文書、週休日に勤務をした際に作成される勤務手続に関する文書、検察官若しくは検察事務官が取り調べた者又は検察官若しくは検察事務官から囑託を受けた鑑定人等に支払われる旅費等の支給に関する文書、事件の捜査に関する照会費用又は鑑定費用等の支払いに関する文書等があり得る。

そして、これらに記録される開示請求者の保有個人情報は、開示請求

者が告発人としての立場で取り調べを受けるなどして知ることができる情報のみに限らないところ、これらの保有個人情報の存在を答えるだけで、検察官又は検察事務官が、どのような事項に関心を持ち、これらの行政文書の作成を伴う捜査活動を行うのか、すなわち、どのような捜査をどのように実行していくのか、さらには、対象期間を変えて開示請求を繰り返すことにより、どのような時期にこれらの捜査を行うのかという当該事件の捜査手法等を開示することになる。

(3) 法14条5号及び法17条該当性

開示請求者は「開示請求者の提出しようとした告発状について調査経緯が分かる書類に記録された保有個人情報」の開示を求めているところ、開示請求者は告発人の立場として、当該告発事件の内容を知っているため、本件対象保有個人情報の内容はもとより、当該保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、どのような事件の場合にどのような捜査が行われるのかという捜査活動の内容やその手法、捜査を行う時期等が開示されることとなる。

そもそも、捜査は証拠隠滅等を防ぎ、真実を解明するためにも原則として非公開で行うものであり、捜査活動やその進捗状況の内容等に関する情報が開示されると、当該事件のみならず、同種の犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗措置を講じる機会を与えることとなるおそれが認められるため、たとえ告発人であったとしても、捜査活動に関する保有個人情報の内容や当該保有個人情報の存否を明らかにすることは相当ではない。

よって、本件対象保有個人情報は、存在しているか否かを答えるだけで、法14条5号の犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなると認められることから、法17条により当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することが相当と認められる。

3 結論

以上のとおり、原処分については、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、当該告発状に係る事件の捜査経過又はその進捗状況が明らかとなり、法14条5号の犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなると認められるため、法17条の規定に基づき存否応答拒否とした保有個人情報の開示をしない旨の決定は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件につき、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

- ③ 同年3月9日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 同年6月6日 審議
- ⑤ 同月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定期間に開示請求者の提出しようとした告発状について、調査経緯が分かる書類に記録された保有個人情報」であり、処分庁は、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、法14条5号に該当する不開示情報を開示することになるとして、法17条の規定に基づき、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、開示請求した内容について、開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の適否について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 検察官が告発を受けた後に作成する行政文書として、検察官が取調べ等のために出張する際に作成される出張手続に関する文書、週休日に勤務をした際に作成される勤務手続に関する文書、検察官若しくは検察事務官が取り調べた者又は検察官若しくは検察事務官から囑託を受けた鑑定人等に支払われる旅費等の支給に関する文書、事件の捜査に関する照会費用又は鑑定費用等の支払に関する文書等があり得る。

イ そして、これらに記録される開示請求者の保有個人情報は、開示請求者が告発人としての立場で取り調べを受けるなどして知ることができる情報のみに限らないところ、これらの保有個人情報の存在を答えるだけで、検察官又は検察事務官が、どのような事項に関心を持ち、これらの行政文書の作成を伴う捜査活動を行うのか、すなわち、どのような捜査をどのように実行していくのか、さらには、対象期間を変えて開示請求を繰り返すことにより、どのような時期にこれらの捜査を行うのかという当該事件の捜査手法等を開示することになる。

ウ 法14条5号及び法17条該当性

開示請求者は「開示請求者の提出しようとした告発状について調査経緯が分かる書類に記録された保有個人情報」の開示を求めているところ、開示請求者は告発人の立場として、当該告発事件の内容を知っているのであるから、本件対象保有個人情報の内容はもとより、当該保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、どのよう

な事件の場合にどのような捜査が行われるのかという捜査活動の内容やその手法、捜査を行う時期等が開示されることとなる。

そもそも、捜査は証拠隠滅等を防ぎ、真実を解明するためにも原則として非公開で行うものであり、捜査活動やその進捗状況の内容等に関する情報が開示されると、当該事件のみならず、同種の犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗措置を講じる機会を与えることとなるおそれが認められるため、たとえ告発人であったとしても、捜査活動に関する保有個人情報の内容や当該保有個人情報の存否を明らかにすることは相当ではない。

よって、本件対象保有個人情報は、存在しているか否かを答えるだけで、法14条5号の犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなると認められることから、法17条により当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することが相当と認められる。

(2) 検討

ア 開示請求書に記載されている請求内容に対応して、本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることは、広島地方検察庁において、当該告発状に係る事件に関し、何らかの文書が作成された事実の有無、ひいては、何らかの捜査が行われていた事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

イ そして、対象期間を変え、同様の開示請求を繰り返すことにより、どのような時期に捜査を行うのかという当該事件の捜査手法等を開示することになる旨の諮問庁の説明も首肯できる。

ウ そうすると、本件対象保有個人情報の存否を答えることにより、当該事件のみならず、同種の犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗措置を講じる機会を与えることは否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ したがって、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、それだけで、法14条5号の不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条5号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史